

『担当者の共通の悩みはコレ！条文だけでは分からない労働安全衛生の実務Q & A』正誤表

『担当者の共通の悩みはコレ！条文だけでは分からない労働安全衛生の実務Q & A』につきまして内容誤りが判明いたしました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

掲載箇所	誤	正
13 頁 本文 5～6 行目	その中に <u>医師や歯科医師、労働衛生コンサルタント等</u> が	その中に労働衛生コンサルタントが
101 頁 本文 11 行目	再び使用しようとする者は	再び <u>設置し</u> 、もしくは使用しようとする者は
140 頁 本文 18～19 行目	<u>ワイヤーロープを巻き付け荷の上下左右の移動</u> を行います	<u>ワイヤロープ等を巻き付け荷の上下移動、または横引き等</u> を行います
146 頁 本文 5 行目	① 安衛則 40 条に定める科目と時間により行うこと。	① 安衛則 40 条に定める科目と時間により行うこと。 <u>なお、安全衛生責任者を兼ねる場合には、平成 12 年 3 月 28 日基発 179 号、最終改正平成 18 年 5 月 12 日基発 0512004 号に定めるカリキュラムによる。</u>
146 頁 本文 17～18 行目	④ 1 回の教育対象人員は <u>50 人以下とし、事例研究、討議方式等による教育科目は 15 人以下のグループに分けて実施する。</u>	④ 1 回の教育対象人員は <u>15 人以下とする(昭 47.9.18 基発 601 の 1)。</u>
159 頁 本文 7 行目	酸素欠乏作業主任	酸素欠乏 <u>危険</u> 作業主任者
173 頁 本文 1～3 行目	(期間の定めのある労働者で、契約期間が 1 年以上である者、契約更新により 1 年を超えて引き続き使用されることが見込まれる者を含む)	(期間の定めのある労働者で、契約期間が 1 年以上である者(<u>安衛則 13 条 1 項 2 号に掲げる業務にあっては 6 か月以上である者</u>)、契約更新により 1 年を超えて引き続き使用されることが <u>予定されている者等</u> を含む)
204 頁 本文 20 行目	安衛則 <u>90</u> 条各号	安衛則 <u>89</u> 条各号
211 頁 本文 3～4 行目	沈でん器、熱交換器、計量タンク等の容器本体に附属する	沈でん <u>分離器</u> 、熱交換器、計量タンク等の容器本体ならびに容器本体に附属する
218 頁 本文 17 行目	安衛法 <u>119 (5)</u>	安衛法 <u>120 (4)</u>
226 頁 本文 15 行目	<u>令和元</u> . 1. 25 基発 0125 第 1	<u>平成 31</u> . 1. 25 基発 0125 第 1

以上